



区の財政状況を お知らせします

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報しんじゅく」等でお知らせしています。

今回は、29年度上半期(4月～9月)の財政運営状況をお知らせします。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

29年度上半期(4月～9月)の財政運営状況

一般会計 (29年9月末現在)

■ 予算の概要

平成29年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,445億8,572万5千円を計上しました。9月末までに3回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ8億6,398万9千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,454億4,971万4千円となっています。

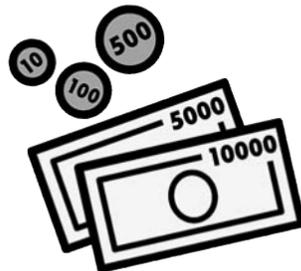
このほか、平成28年度中に事業が終了しなかったため、平成29年度に繰り越した事業費が18億848万2千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,472億5,819万6千円です。

■ 収入・支出の状況

収入済額は、642億8,087万1千円で、収入率は43.7%、前年同期の収入率42.5%と比較すると、1.2ポイント上回っています。

支出済額は、616億5,988万6千円で、執行率は41.9%、前年同期の執行率40.6%と比較すると、1.3ポイント上回っています。

歳入・歳出予算現額	1,472億5,819万6千円
収入済額(収入率43.7%)	642億8,087万1千円
支出済額(執行率41.9%)	616億5,988万6千円



特別会計 (29年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

29年度上半期は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計で各1回の補正を行いました。介護保険特別会計では2億991万3千円、後期高齢者医療特別会計では3,858万6千円を補正額としてそれぞれ増額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	449億4,286万9千円
	収入済額(収入率40.8%)	183億3,274万円
	支出済額(執行率39.2%)	176億874万5千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	255億5,813万5千円
	収入済額(収入率46.9%)	119億8,183万2千円
	支出済額(執行率36.8%)	94億1,528万7千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	70億1,405万2千円
	収入済額(収入率42.2%)	29億6,138万7千円
	支出済額(執行率32.8%)	22億9,962万5千円

■ 区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、11億4,679万5千円(2.6%)の増となっています。これは主に、特別区民税が9億6,633万円(2.3%)の増となったことによります。

なお、特別区民税の現年課税分(調定額から滞納繰越分を除いたもの)は407億9,019万5千円(前年比2.8%増)で、区民の皆さんの負担は、1人当たり11万9,329円、1世帯当たり18万8,412円です。

特別区民税の現年課税分	407億9,019万5千円
総人口	34万1,831人
世帯数	21万6,495世帯 (29年9月末現在)

■ 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

29年9月末の状況は、発行額395億6,260万円、償還済額181億8,764万3千円、現在高213億7,495万7千円です。

「新宿区の財政について」冊子にまとめました

● 28年度の財務書類も掲載しています

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務書類も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



地方税財源の充実強化のために～地方法人課税の見直し等に関する特別区の主張

● 法人住民税の国税化は地方税の根本原則に反しています

国は、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」を実現するという大義名分のもと、都市と地方における税源偏在の是正を進めています。これまでも地方の貴重な自主財源である法人住民税の一部を国税化し、その金額を地方交付税の原資とする見直しを行っており、消費税率が10%となる段階においてさらに拡大するとしています。

● 地方税源偏在の是正ではなく、地方税財源を拡充していくこそ地方分権の本来の姿です

地方自治体の必要財源は、自治体間での税の調整ではなく、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすことにより確保されるべきです。

こうした考えから、特別区は国に対し、法人住民税の一部国税化などの税源偏在の是正措置を早期に見直すこと、また、地方税財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において確実な代替財源を確保すること等を強く要望しています。

● 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します

今必要なことは、東京を含む全国の各地域が、相互に補完し合い、共に発展していく関係づくりです。特別区は、その連携の機会を作る取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を展開しています。今後も積極的に連携を推進します。

詳しくは、▶特別区長会ホームページ「税源偏在是正議論についての特別区の主張(平成29年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)、▶「特別区全国連携プロジェクト」(<http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>)をご覧ください。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049へ。